

建築物の天井の耐震規制の強化を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、公共施設などの天井が崩落する被害が相次いだ。本市のミュージアム川崎シンフォニーホールを始めとして、現在の厳しい耐震基準で設計されている近代的な建物における被害が目立った。

内装材である天井は、構造計算の対象となる壁や柱と異なり法令上の明確な基準はないものの、建築主、設計者等の遵守事項として、建築基準法施行令で「風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない」と定められている。

しかしながら、体育館やホールなど多くの人が集まる施設において、天井の崩落は、大惨事につながることから、天井は、壁や柱などと同様に十分な耐震性能が担保されるべきであり、耐震基準の内容や規制の在り方などの見直しは、急務である。

現在、国土交通省では、天井材の地震被害を踏まえた基準の整備の検討を始めたとのことであるが、内容を十分に耐震に配慮されたものとするはもちろん、履行の確保も含め、検討に際しては万全を期す必要がある。

よって、国におかれては、建築物の天井の耐震規制について、地震に際し二度と天井崩落の被害が生じないようにするため、法令等を整備し、明確な基準を設けて強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

国土交通大臣